

＜吉原高校における生徒指導に係る共通ルール＞

以下の共通ルールについて、趣旨を教職員、生徒、保護者が共有し、理解に努め生徒指導を行う。

1 生徒との連絡ツールの使用について

個人的な指導や私的なやりとりは行わない。
ただし、緊急の連絡を必要とする場合、又は生徒の安全・人命等に関わる場合で、早急に連絡を必要とする場合はこの限りではない。

(1) 生徒へ連絡を行う場合

- ・生徒の携帯電話には行わず、生徒宅の固定電話か保護者の携帯電話に連絡を行う。
- ・連絡が取れない場合は、学校の電話から、また Google Classroom 等を使って生徒の携帯電話に連絡をとる。
- ・メール、SNS等を使用する場合は、教育活動（部活動・行事指導等）で、かつ関係生徒全員に関わる場合に限る。

(2) 生徒・保護者からの連絡を受ける場合

- ・原則、学校の代表電話を通じて連絡するよう依頼する。
- ・勤務時間外や週末、祭日、及び緊急時は緊急電話へ連絡するよう依頼する。

2 生徒との面談や相談等の実施方法について

(1) 原則、校内又は保護者在宅時の生徒宅で実施する。

(2) 組織的に対応し、教職員間で情報を共有する。

(3) その他

- ・突発的な個人面談や相談、やむを得ず1対1で実施する場合は、学年主任、管理職にあらかじめ連絡する。
- ・面談、相談時には、態度、発言等に留意し、ハラスメントに繋がるような威圧的な態度や発言は控える。

3 教職員の自家用車への生徒の乗車について

原則、自家用車には生徒を同乗させない。ただし、緊急時の場合を除く。

4 その他

何事も基本は「ほうれんそう」。また、判断に迷う場合は、管理職に相談する。